

## 動物実験に関する検証委員会の意見への対応

森林総合研究所では平成 29 年 10 月 2 日に動物実験に関する検証委員会を開催し、平成 28 年度の自己点検・評価について外部委員による検証を行いました。平成 29 年 10 月 10 日付けで外部委員より検証結果の報告が提出され、概ね適切に動物実験は実施されているが、いくつかの改善が期待されるとの指摘を受けたところです。そのため、今後、当研究所では下記のような対応を行い、動物実験の適正な実施に努めて参ります。

### 1. 所内要領の見直し

以下の項目に関して、所内要領を見直します。

#### 1) 所内要領の名称

農林水産省の基本指針との文言を統一するために、「指針」を「規程」に改めます。

#### 2) 動物実験委員

規程に動物実験委員会委員の任期、委員会での採決方法などを明記します。

#### 3) 施設設置の要件、申請

規程に施設の要件を明記し、施設を設置又は廃止する場合の理事長への報告手順を定めます。

#### 4) 実験計画書及び履行報告書の様式

実験計画書に研究の目的の項目を追加するなどの記載項目の見直しをします。

また、履行報告書についても使用動物数の項目を追加します。

### 2. 手順書等の整備

標準飼養保管手順書を作成します。

飼養保管記録簿を作成し、飼養保管記録の保存を行います。

### 3. 緊急時連絡体制

緊急時の対応手引きに連絡体制図を追加します。

### 4. 教育訓練

e ラーニングに加え、動物由来感染症に関する情報やハンドブックを実験実施者に配布することなどを検討します。

### 5. 自己点検評価報告書の項目を見直します。

以上